

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年10月2日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

デジタル・シティズンシップ醸成講座実施委託

(2) 業務内容

別添の「デジタル・シティズンシップ醸成講座実施委託提案要求説明書」のとおり。

(3) 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和9年度予算が成立し、令和9年度予算配当を条件とする。

※ 令和10年度、令和11年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同一の事業者と随意契約を締結する予定である。

2. 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む。）していること。
- (5) 「デジタル・シティズンシップ醸成講座実施委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。構成員は以下の通り。

	所 属 等	氏 名
委員長	教育総合センター長	宇都宮 聡
副委員長	教育総合センター 教育DX推進担当課長	宮内 哲幸
委員	学校教育部 教育指導課長	東城 良尚

	世田谷区立尾山台小学校長	小田 正弥
	世田谷区立上祖師谷中学校長	古川 恵樹

上記の委員は公告時点のものである。人事異動により新たに着任した委員が事業者に所属することになった等、本要件を満たさなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。なお、委員の変更があったときは、区が参加表明書を受領した者に通知する。ただし、区による参加資格の確認や提案書の選定の結果、本委託契約の相手方として特定する予定のない事業者は除く。

- (6) 複数の企業が共同連帯して参加する場合（「共同企業体」という。）は、以下の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独又は他の共同企業体の構成企業として、本件に参加することができないものとする。

- ① 共同企業体は5社以内で構成されること。
- ② 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- ③ 共同企業体は、構成企業間で代表企業を選定すること。
- ④ 「2. 参加資格（1）～（5）」の要件を共同企業体の全構成事業者が満たすこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

4. 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

「デジタル・シティズンシップ醸成講座実施委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。

① 選定委員の構成

	所 属 等	氏 名
委員長	教育総合センター長	宇都宮 聡
副委員長	教育総合センター 教育DX推進担当課長	宮内 哲幸
委員	学校教育部 教育指導課長	東城 良尚
	世田谷区立尾山台小学校長	小田 正弥
	世田谷区立上祖師谷中学校長	古川 恵樹

② 審査方法

ア 書類審査

提案書、見積書により総合的に審査を行う。

イ プレゼンテーション審査

書類審査結果の上位2社程度について、プレゼンテーションを行う。選定委員は「デジタル・シティズンシップ醸成講座実施委託提案書等評価基準表」を基に、提案書について、必要に応じて採点結果の修正を行う。

※ 1事業者につき約30分とする。(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

※ 審査を行う上で疑問点や確認事項が生じた場合は、担当課より個別に照会することがある。

(2) 提案書を特定するための評価基準

提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

- ① 基本的考え方及び区指針との整合性
- ② 発達段階及び6領域に応じた講座設計
- ③ モデル校講座の内容・構成・実施方法
- ④ 動画教材の企画・撮影・編集及び全校展開性
- ⑤ 教員向け授業支援資料の実用性
- ⑥ 保護者向け講座及び教職員向け講座の実効性
- ⑦ アンケート設計・集計・分析及び報告
- ⑧ 実施体制・専門性・進行管理
- ⑨ 情報管理・権利処理・危機管理
- ⑩ 類似業務に関する実績
- ⑪ 受託経費見積りの妥当性

(3) 審査結果の通知

選定結果は、すべての提案者に対して、令和8年12月下旬に文書で通知する(予定)。

5. 手続等

(1) 担当課

世田谷区教育委員会事務局教育総合センター教育DX推進担当課
〒154-0023 東京都世田谷区若林5-38-1
世田谷区立教育総合センター統合事務室内
電話番号 03-6453-1506

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期 間 令和8年10月2日(金)～10月16日(金) 午後5時
- ② 場所・方法 世田谷区ホームページからダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/03677/34835.html>

世田谷区トップページ > 区政情報 > 契約・入札情報 > 発注情報 > 現在実施中のプロポーザル情報 > 子ども・教育・若者支援

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、様式1「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

① 提出書類

ア 様式1「参加表明書」（別紙を含む。）

イ プライバシーマークの付与認定の証明書類（認定証写し等）

ウ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度認証に関する証憑（認定証写し等）

エ 納税証明書（都道府県民税・市町村民税）※直近1年分

オ 法人の概要が分かる資料（会社パンフレットなど）

※ 上記イ、ウについては、少なくとも一方は提出すること。

② 提出期限 令和8年10月16日（金）午後5時（必着）

③ 提出場所 「5.（1）担当課」に同じ

④ 提出方法 上記（1）の窓口への持参又は郵送（締切日必着。郵送は書留等、送達確認できるものに限る。）

※持参の場合、受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までの間とする。

（4）招請通知（参加資格決定通知）

令和8年10月19日（月）に、様式1「参加表明書」に記載の電子メールアドレスあてにメールで通知する。

（5）質問の受付

① 提出方法 電子申請サービス（LoGoフォーム）

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1753296>

② 提出期限 令和8年10月26日（月）午後5時

③ 回 答 提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため、内容をとりまとめたうえ、令和8年11月2日（月）に、全事業者に電子メールで配信する。

（6）提案書等の提出方法

① 提出書類

ア 提案書（正本1部及び副本1部）

※ 副本には、会社名がわからないように事業者名や所在地、事業者名を用いた商品名等を削除するか黒塗りして隠すこと。

イ 見積書（1部）

※ 各経費の内訳が分かるように見積書を作成すること。

※ 見積に関する参考資料がある場合、任意で提出できるものとする。

ウ 「共同企業体構成書」（様式3-1）及び「共同企業体協定書兼委任状」（様式3-2）（各1部）

※ 共同企業体で提案する場合は、代表構成員が提出すること。

- ② 提出期限 令和8年11月16日（月）午後5時
- ③ 提出場所 「5.（1）担当課」に同じ
- ④ 提出方法 電子申請サービス（LoGoフォーム）または電子メール
<https://logoform.jp/form/JqMJ/1753371>
 電子申請またはメール送信後、電話により「5.（1）担当課」に記載の区担当者あて受信確認を行うこと。

6. 事業者選定スケジュール

公募開始	令和8年10月 2日（金）
参加表明書提出期限	令和8年10月16日（金）午後5時
招請通知	令和8年10月19日（月）
質問受付締切	令和8年10月26日（月）午後5時
質問回答期限	令和8年11月 2日（月）
提案書の提出期限	令和8年11月16日（月）午後5時
書類審査	令和8年11月中旬～12月上旬
書類審査結果通知	令和8年12月 8日（火）
プレゼンテーション審査	令和8年12月24日（木）
選定結果通知	令和8年12月28日（月）
契約締結	令和9年 4月 1日（木）

7. その他

- （1） 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- （2） 特定結果の通知以降、速やかに区と事業者で打合せを行い、契約締結に向けた調整（詳細な仕様、金額等）を行う。
- （3） 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- （4） 契約保証金 免除
- （5） 契約書作成の要否 要
- （6） 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （7） 関連情報を入手するための照会窓口「5.（1）担当課」に同じ
- （8） 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- （9） 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （10） 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- （11） 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- （12） 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複

製することがある。

- (13) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (14) 区は、提案書を選定の目的以外で無断使用しないものとする。
- (15) 提案書の提出後に「2. 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (16) 受託者は、本業務の履行にあたり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づく対応については、別紙1「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を踏まえ、実施するものとする。
- (17) 受託者は、本業務の履行にあたり、別紙2「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。